

令和4年4月1日採用予定 市職員を募集

試験日 9月19日(日)

試験会場 中央学院大学(消防士は市役所分館会議室)

■・■ 8月10日(火)(消印有効)までに、試験申込書(総務課・各行政サービスセンターで配布。市ホームページ(QRコード参照)からダウンロード可)に必要書類を添えて、簡易書留で郵送(持参不可)。〒270-1192市役所総務課(住所省略可)・内線232※詳しくは募集要領をご覧ください。



職種		採用予定数
一般行政職	事務職	
	上級	20人程度
	上級【自己推薦】	若干名
技術職	初級【障害者対象】	若干名
	土木	若干名
	土木【経験者】	5人
	建築	若干名
	電気	若干名
福祉総合職		7人
学芸員(鳥類)		若干名
保健師		若干名
消防士(救急救命士含む) ※採用予定数を増やす場合あり		4人

事前予約制、定員になり次第締め切り マイナンバー業務の休日開庁

予約 市民課 ☎7185-4326(平日午前9時～午後5時)

開庁日時	予約開始日時
8月14日(土)9時～15時	8月3日(火)午前9時～
8月29日(日)9時～15時	8月18日(火)午前9時～
9月11日(土)9時～15時	9月2日(木)午前9時～
9月26日(日)9時～15時	9月14日(火)午前9時～

場所 市民課(市役所本庁舎1階)

内容 マイナンバーカードの申請(予約不要)・交付(要予約)、電子証明書の更新(予約不要)

申請時の持ち物 通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方)、本人確認書類2点※有効期限内で記載事項が最新のもの

◎本人確認書類 運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付したもの)・パスポート・身体障害者手帳・在留カード・特別永住者証明書・健康保険証・介護保険証・年金手帳・社員証・学生証・子ども医療費助成受給券・預金通帳など

※通知カードは返却できません。必要な方は事前に写しをお取りください。

※15歳未満の方が申請する場合、必要書類が異なります。また、本人と法定代理人の来庁が必要です。

※代理人によるマイナンバーカード受け取りは、本人が来庁困難なことを証する書類(診断書・障害者手帳など)が必要です。

※マイナンバーカードの申請は、インターネットからも可能です。

■ 市民課・内線693

追悼と平和を祈り黙とうを

8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。また、8月6日は広島に、9日は長崎に原爆が投下された日です。それぞれの日には、戦没者・原爆死没者の追悼と恒久平和を祈り、黙とうをささげましょう。

■ 社会福祉課・内線649

水道料金・下水道使用料でスマートフォン決済開始

利用可能な決済アプリは、「PayPay」と「LINEPay」です。支払いにはバーコードが印字された納入通知書が必要です(納入期限を過ぎると利用不可)。

■ 水道局お客様センター ☎7184-0116

土砂災害警戒区域の指定 基礎調査予定箇所の現地調査

県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定を目的として、土砂災害で被災の恐れがある場所の地形や土地の利用状況など、市内86カ所の現地調査を実施しますのでご協力をお願いします。

また、土砂災害の恐れがある場所の付近にお住まいの方は、早めの避難など土砂災害から身を守る行動をお願いします。

※予定箇所は「ちば情報マップ」でご確認ください。調査の結果、指定する警戒区域などと異なることや指定基準を満たさないことがあります。

■ 千葉県河川環境課 ☎043-223-3443、千葉県柏土木事務所 ☎7167-1373、市民安全課・内線295

パブリックコメント

ご意見をお聞かせください

「我孫子市緑の基本計画」計画期間延長(案)

趣旨 令和4年度に開始する「第四次総合計画」および「都市計画マスタープラン」、令和5年度に開始する「環境基本計画」と整合性を図るため、計画期間を令和4年度まで延長するもの

公表期間 8月31日(火)まで

閲覧場所 公園緑地課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、各図書館分館、各近隣センター、市ホームページ

意見の提出方法 意見書(各閲覧場所・市ホームページに用意)に記入の上、公表期間中に①公園緑地課へ郵送・ファクス・持参②閲覧場所の窓口に提出または備え付けの意見書投函箱に投函※ちば電子申請サービスからも可

提出先・■ 〒270-1192市役所公園緑地課(住所省略可)・内線545 ☎7185-4329

我孫子駅トイレ改修工事完了

工事期間中はご協力ありがとうございました。今後はホームエレベーターの早期供用開始に向け進めていきます。引き続きご協力をお願いします。

■ 道路課・内線533

新たな避難情報の発令基準と 緊急避難場所の変更

災害対策基本法の改正に伴い、5月20日から新たな避難情報に変更となりました。法改正の趣旨に基づき、国土交通省が定めた水位レベルなどと合わせた新たな避難情報の発令基準は下表のとおりです。

市では、避難情報の発表について、水位による基準のほか、台風の襲来が予測される場合は、前日の明るい時間帯に自主避難所や避難所を開設し、早めの避難を呼び掛けています。

主な避難情報の発令基準

警戒レベル	新たな避難情報	基準の目安		土砂災害
		河川の氾濫		
		利根川	手賀川・手賀沼	
5	緊急安全確保 すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。洪水など危険が切迫している場合は、最寄りの高い場所に上がるなど、生命を守る最低限の行動をとる。	◎利根川、手賀沼・手賀川が決壊・越流・水が溢れた場合 ◎異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりなどで決壊の恐れが高まった場合 ◎樋門・水門などに機能障害が発生した場合		◎土砂災害発生 ◎大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報)
4	避難指示 危険な場所から全員避難する。	基準4観測所(栗橋、芽吹橋、取手、押付)のいずれかの水位 氾濫危険水位(レベル4相当)	基準観測所(曙橋)の水位	土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)
3	高齢者等避難 避難に時間がかかる高齢者や障害がある方などは避難する。その他の方も必要に応じ、避難の準備や、危険を感じたら自主的に避難する。	基準4観測所(栗橋、芽吹橋、取手、押付)のいずれかの水位 避難判断水位(レベル3相当)	基準観測所(曙橋)の水位	-

中峠亀田谷公園は、これまで土砂災害および地震の緊急避難場所に指定されていましたが、公園の一部が土砂災害警戒区域の指定を受けたため、土砂災害の緊急避難場所から外れました。今後は地震時のみ緊急避難場所となります。

■ 市民安全課・内線295